

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年8月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第2号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2次長の項を次のように改める。

次長	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 課長及び事業所長並びにこれらに準じる者以上の者の休暇、欠勤等の承認等に関すること。</li><li>(2) 課長及び事業所長並びにこれらに準じる者以上の者の出張及び復命に関すること。</li><li>(3) 職員の4日以上職務に専念する義務の免除に関すること。</li><li>(4) 部長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること。</li><li>(5) 京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第7条による承認に関すること。</li><li>(6) 職員の研修に関すること。</li><li>(7) 職員の賠償責任の認定に関すること。</li><li>(8) 局の権利に属する損害賠償額の決定に関すること。</li><li>(9) 使用料、手数料その他諸収入に係る滞納処分、強制執行その他債権の保全及び取立て(訴訟及び調停の手続を除く。)に関すること。</li><li>(10) 使用料、手数料その他諸収入の減免、徴収停止及び不納欠損処分に関すること。</li><li>(11) 既納の使用料の還付に関すること。</li><li>(12) 1件2,000,000円以下の支出決定に関すること。</li><li>(13) 訴訟費に係る経費の支出決定に関すること。</li><li>(14) 1件3,000,000円以下の予備費の支出決定に関すること。</li><li>(15) 予算相当流用及び予算使途変更(同節内相互融通)に関する</li></ul>
----	---

こと。

- (16) 1件 80,000,000円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。
- (17) 1件 10,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (18) 1件 500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定に関すること。
- (19) 1件 150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。
- (20) 1件 500,000,000円以下の工事請負契約に関すること。
- (21) 1件 80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (22) 1件帳簿価格(土地については時価)5,000,000円以下の物品及び固定資産の用途廃止に関すること。
- (23) 1件時価 10,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の決定並びに契約に関すること。
- (24) 1件賃料月額 1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (25) 1件使用料月額 300,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。
- (26) 研究会、協議会その他関係諸団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関すること。
- (27) 刊行物の発行に関すること。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)